

平成30年11月20日
介護保険課給付係

その他連絡事項（過去のお問い合わせ事例から）

1 「体験」「お試し」としてのサービス提供はできるの？

⇒「体験」「お試し」等の名目で、居宅サービスを無料で提供することは、「利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかった」ものとして基準違反となる場合があります。条例や基準を再確認し、適正な事業運営を行うようお願いします。

<平成21年 かいてき便り 第54号> ※<区条例 59条の7 第2項>

2 通所介護の看護職員による医療行為は？

⇒通所介護サービスを提供する上で、必然的に生じる医療行為（例：インスリン注射、入浴後の褥瘡処置等）を通所介護の看護職員が行うことについては、主治医の意見や指示を確認する必要があると考えます。

ケアマネジャーと通所介護事業所は、サービス担当者会議の際に、利用者及び家族の同意を得た上で、利用者の心身状況や医療行為について、主治医の意見や指示内容を確認するようにしてください。

<WAMNET 等>

3 自然災害等外的要因により、サービス提供時間が変更になった場合は？

事例1) サービス中に大雨洪水暴風警報等が発令されたため、早めに帰宅させる対応をとり、サービス提供時間が短縮された。

⇒事業所の判断によりサービス提供時間を短縮した場合は、短縮した時間に見合った単位で請求してください。

利用者から早く帰宅したいと希望があり、要望に従って短縮した場合は、計画通りの単位数を算定できる場合もあります。（大きく短縮した場合は、短縮した時間に見合った単位を算定）

事例2) お迎えの時、天候等の影響で事業所到着が遅くなり、通常サービス提供時間を満たせなくなった。

⇒計画通りの単位数を算定できる場合もあります。（大きく短縮した場合は、短縮した時間に見合った単位を算定）

※いずれも、個別の状況により判断することとなります。

また、事前にこうした場合を想定した取り決めを文書等で説明し、利用者の理解を得ておくとうよいでしょう。

※<地域密着の算定に関する基準 留意事項 第2 3の2 (1)>

4 通所介護計画書に位置付ける所要時間はどのように考えるのか？

⇒通所介護の報酬算定に当たっては、所要時間による区分は、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた通所サービスを行うための標準的な時間によることとされています。

この「標準的時間」について、東京都の見解は、「その見積もった時間よりも10分から15分程度は余裕を持った時間に設定すべきと考えております」としています。

例) 8時間の所要時間を見積もった場合、通所介護計画書は8時間ぴったりではなく

8時間10分から15分で作成

<平成24年5月 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 通所介護計画の作成について>

※適用条例については、地域密着型通所介護のものを記載しています。事業者ごとに運営基準、算定基準、Q&A等、根拠法令を確認するようにしてください。

5 お問い合わせ時のお願い

○疑問がある場合は、まずご自身(又は事業所内)で根拠法令等を確認した上でお問い合わせください。

○給付係では、お問い合わせ・相談内容を記録しております。お問い合わせの際に、事業所名とお名前、利用者氏名や被保険者番号を確認させていただきますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

新宿区介護保険課給付係

電話番号 03-5273-3497